

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きは、翌日  
が休日に当たるときは、  
の翌日)

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県規則第三十六号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「二千三百二十円」を「一千五百十円」に改め、同項第二号中「二千八十円」を「一千二百五十円」に改め、同条第三項中「三千八十円」を「二千二百五十円」に改める。

第六条第二項中「五百十円」を「五百五十円」に改め、同条第六項中「一万六千三百五十円」を「一万七千二百五十円」に改め、同項第二号中「三千六百九十円」を「四千五十円」に、「五千四十円」を「五千四百九円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県訓練手当支給規則の規定は、昭和五十六年四月一日以降の分として支給される訓練手當について適用する。

## 規 則

- ◆規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 鳥取県製造業流通調査の実施
- 土地改良区の役員の就退任 (二件)
- 土地改良区の清算人の就任
- 土地改良法による換地計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 土地改良法による換地計画の適否の決定 (二件)
- 保安林の指定
- 開発行為に関する工事の完了
- 教育委員会の招集
- ◆教委告示 教育委員会の招集

## 告 示

## 鳥取県告示第四百二十九号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき鳥取県製造業流通調査を次の要綱により行うので、同条例第一条の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

## 鳥取県製造業流通調査要綱

## 一 調査の目的

この調査は、県内に所在する民営の製造業事業所が購入した原材料等の金額及び出荷した製造品等の金額を調査して、昭和五十五年鳥取県産業連関表を作成し、各産業部門の経済活動の実態を明らかにすることを目的とする。

## 二 調査の対象となる事業所

この調査は、昭和二十六年統計委員会告示第六号に定める日本標準産業分類の大分類F-1製造業のうち昭和五十四年十二月三十一日現在で従業者が二十人以上の事業所について行う。

## 三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 事業所名及び所在地
- (二) 従業者数
- (三) 経営組織
- (四) 本社、支社又は単独の別

## (五) 製造品出荷額

(六) 製造品、半製品及び仕掛品の年初及び年末現在高

(七) 原材料等の購入額及び在庫高

(八) 加工賃収入額

(九) 委託生産費

(十) 転売品の仕入額及び販売額

(十一) 修理料収入額

(十二) 委託生産費

## (十四) 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、昭和五十五年一月一日から同年十二月三十日までの一年間とし、これにより難い場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

## 五 調査の実施期間

昭和五十六年五月一日から同月三十日まで

## 六 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

## 七 調査票の提出期限

この調査の調査票は、昭和五十六年五月三十日までに知事に提出する

ものとする。

## 八 結果の公表

この調査の結果の公表は、昭和五十五年鳥取県産業連関表の公表をもつてこれにかえる。

## 鳥取県告示第四百三十号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき鳥取県商業流通調査を次の要綱により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五六年四月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

## 鳥取県商業流通調査要綱

## 一 調査の目的

この調査は、県内に所在する卸売事業所及び大規模小売事業所の商品の仕入額及び販売額について調査して、昭和五十五年鳥取県産業連関表を作成し、各産業部門の経済活動の実態を明らかにすることを目的とする。

## 二 調査の対象となる事業所

この調査は、昭和二十六年統計委員会告示第六号に定める日本標準産業分類の大分類G—卸売業、小売業のうち昭和五十四年六月一日現在で従業者が十人以上の卸売事業所、百貨店（衣、食、住にわたる各種の商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いざれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であつて、従業者が常時五十人以上のものをいう。）及び売場面積五百平方メートル以上の事業所でその営業形態がセルフサービスのものについて行う。

## 三 調査事項

- (一) 事業所名及び所在地
  - (二) 従業者数
  - (三) 経営組織
  - (四) 本社、支社又は単独の別
  - (五) 商品仕入額
  - (六) 商品販売額
  - (七) 年初及び年末の商品手持額
  - (八) (五)及び(六)に掲げる事項の県際関係
  - 四 調査の対象となる期間
  - 五 調査の実施期間
  - 六 調査の方法
  - 七 調査票の提出期限
  - 八 結果の公表
- この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。この調査の調査票は、昭和五六年五月三十日までに知事に提出するものとする。
- この調査の結果の公表は、昭和五十五年鳥取県産業連関表の公表をもつてこれにかえる。

## 鳥取県告示第四百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 大井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 荻原伊三郎	八頭郡河原町袋河原二五八
森本一郎	"
片山律寿	長谷一〇〇
加藤重蔵	倭文四一二一四
有田喜美雄	上味野二八一
吉田豊実	下味野四一四
藤原馨	一七三
依藤武男	服部二三八
西垣久夫	古海六六七
前田正晴	七七〇
高村光輝	"
松本義雄	"
高村光輝	南隈六〇
前田正晴	晚稻二三九

任期満了により退任

監事 藤原清一	浜下幸市	岸田隆秀	西品治二二三一一
澤田時春	"	田信藏	四七六一
徳田吉久	"	木下竹藏	湖山町南一丁目三五一
奥田稔	"	宮本正	湖山町北六丁目二七五
	"	足山一八〇	賀露町九一四
	"		下味野一三五一一
	"		菖蒲四六四
	"		安長五二七一三
	"		賀露町八四六

## 大井手土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 荻原伊三郎	八頭郡河原町袋河原二五八
近藤栄次	" 布袋三二二一一
片山律寿	長谷一〇〇
加藤重蔵	倭文四一二一四
有田喜美雄	上味野二八一
中西美都男	朝月五三
半田正弘	"
中田喜代志	"
菖蒲二五五内第一	"

西垣久夫	古海六六七	田中友一	西大路一三二
前田義夫	"	小島春吉	"
徳田吉久	"	西村兼男	下国安八〇一一
高村光輝	"	漆原久栄	円通寺七四五
古田隆秀	"	有松勇	大覺寺三九
星見安春	"	奥村幸雄	馬場三五二
木下竹藏	"	霜田文五郎	叶三七八
宮本正	"	安木繁雄	吉成四八七
浜下幸市	"	岸本秀太郎	的場七一
荻本茂	八頭郡河原町長瀬二〇六	米沢寿男	雲山一〇七一
森田実	鳥取市倭文二二九	村山寅治	美和一二八
木下正美	秋里八一二	西尾秋夫	雲山一〇一一
吉田実	"	升田重正	数津一六四
岩吉四四	"	東馬場一七八	
大口堰土地改良区		任期満了により退任	
昭和五十六年三月十九日開催の通常総代会において選任され、同年四月一日就任 任期二年			
退任した役員の氏名及び住所			
理事 岡本善徳 鳥取市八坂一〇五			
谷沢利喜造 中大路七二			
下田喜久治 宮長九五			
浅田峰雄 上国安六七			
有本健太郎 富安二丁目六八			

大口堰土地改良区			
就任した役員の氏及び住所			
理事 岡本善徳 鳥取市八坂二〇五			
谷沢利喜造 中大路七二			
下田喜久治 宮長九五			
種田孝徳 藤井哲三郎			
西村兼男	叶二〇三	東馬場一七八	西大路一三二
"	八〇一	雲山一〇一一	円通寺七四五
谷沢利喜造	中大路七二	数津一六四	大覺寺三九
山本泰人	円通寺二八八	東馬場一七八	馬場三五二
藤井哲三郎	叶二〇三	雲山一〇七一	吉成四八七
種田孝徳	八〇一	美和一二八	的場七一
西村兼男	八〇一	雲山一〇一一	下国安八〇一一

岸本	喬	"	馬場三二七一三
下田	毅	"	古市二八〇
山根	仁	"	西大路一三七
霜田	文五郎	"	橋本三八
吉川	政陽	"	的場七一
村山	寅治	"	吉成四三五
監事	有本 健太郎	"	雲山一〇七一
岸本	秀太郎	"	富安二丁目六八
米沢	寿男	"	美和一二八
奥村	幸雄	"	雲山一〇一ノ一
		馬場三五二	
丹比土地改良区			
理事	藤田 孝忠	八頭郡八東町大字中一〇九	
	植田 繁道	"	
	坂本 賢章	"	志谷七八〇
		中二八六	
		用呂一、二六一	
		一、三一二	
		八二九	
		一、二七七	
太田 文藏	澤田 俊夫	"	
矢部 賢禹	澤田 晋	"	
田文	坂本 城	"	
太田 文藏	坂本 賢禹	"	
富枝 二二〇	富枝 一一一	"	

選し、同年四月六日就任 任期四年  
昭和五十六年三月三十一日開催の通常総代会において、総選挙の結果當

石塚	好雄	"	北山四五
稻田	潔	"	三七九
山田	昇	"	富枝四五八
藤田	嘉久	"	中一一〇
山根	一成	"	志谷七八一
川尻	壽賀雄	"	七三四
藤田	弘巳	"	用呂七五二
松葉	淳	"	中一六五
大村	湊男	"	富枝四五〇
監事	山根 弘巳	"	
就任した役員の氏名及び住所	丹比土地改良区	任期満了により退任	
理事	植田 繁道	八頭郡八東町大字志谷七八〇	
	藤田 昇	"	
		中一一〇	
		志谷七八一	
		用呂一、三一二	
		一、二六六	
		一、二七七	
山藤	澤田 一成	"	
根坂	矢部 德次	"	
嘉坂	矢部 賢禹	"	
久孝	中浅三	"	
久忠	坂本 憲治	"	
久嘉	北山四五	"	
富枝 二七七	中三一五	"	
富枝 二二〇	一〇九	"	



綱本義光 上余戸一五九  
門脇克好 一八一  
監事倉繁正 大原一七四  
涌嶋信夫 上余戸四八九

昭和五十六年三月十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同年四月一日就任 任期四年

### 大栄町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 德山 茂 東伯郡大栄町岩坪一七

昭和五十六年三月二十三日開催の通常総代会において、補欠選挙の結果当選し、同月三十日就任 任期昭和五十八年二月十三日まで

### 鳥取県告示第四百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

上灘土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

山根正夫 倉吉市下田中二八三

牧田竹治 米田町一八六一

福井孝幸

米田町一八六一

昭和五十六年二月十六日開催の総会において選任され同日就任 任期清算終了まで

### 社村輪王寺堰土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

山下久好 倉吉市黒見六四

矢田寿治

二六七

矢田峯丈

三二〇

矢田和美

三九五一

算終了まで

昭和五十六年二月十六日開催の総会において選任され同日就任 任期清

### 湖山町上代土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

中瀬政治 鳥取市湖山町南一丁目一六九

木下竹藏 湖山町北六丁目二七五

奥村上 美佐雄 湖山町北一丁目五〇五

影井光秋 湖山町南一丁目一五二

村上三郎 湖山町南一丁目三五一

土地改良法第六十八条第一項の規定により理事が清算人となり、昭和五

昭和56年4月28日 火曜日

## 鳥取県公報

十六年一月二十四日就任 任期清算終了まで

## 鳥取県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、郡家地区A工区県営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月二十八日

昭和五十六年二月二十日付けで赤崎町から申請のあつた土地改良（立子地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年四月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

郡家町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第四百三十六号

昭和五十六年三月二十八日付けで赤崎町から申請のあつた熊田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとお

## 鳥取県告示第四百三十五号

り告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年四月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
赤崎町役場

四 異議の申出  
若桜町役場

四 異議の申出  
若桜町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四

縦覧に供する期間  
昭和五十六年四月三十日から二十日間

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十七号

鳥取県告示第四百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

昭和五十六年三月三十一日付けで若桜町から申請のあつた吉川地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月二十八日

(一) 日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成七〇九の二、七〇九の九、七〇九の一七三、字木谷八三八の二、八三八の一三、八三八の一四  
(二) 西伯郡中山町羽田井字遠茶畠一四二二の一から一四二二の六まで、

(一四二二)の九

(三) 西伯郡大山町鉢戸字大野一五二一の九、一五二三、一五二四の一、

一五二五の二、一五二五の二、字向原一五四二の四、一五四二の五

四、一五四二の七〇、一五四二の七一

## 二 指定の目的

## 三 指定施業要件

## 四 公衆の保健

立木の伐採を禁止する。

## 鳥取県告示第四百三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- |    |   |                              |
|----|---|------------------------------|
| 1  | 1 | 鳥取県教育委員会委員長 金 田 要            |
| 2  | 2 | 日時 昭和五十六年五月一日（金）午前十一時十五分     |
| 3  | 3 | 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室 |
| 議題 |   |                              |
| 1  |   | 市町村教育委員会教育長の承認について           |
| 2  |   | その他                          |

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年八月八日 鳥取県指令受都計第百五十六号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字畑田及び吉成字大膳（二工区）

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市吉成七七九番地四〇

株式会社相互信販

代表取締役社長 岸野高春

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次とのおり招集した。

昭和五十六年四月二十八日